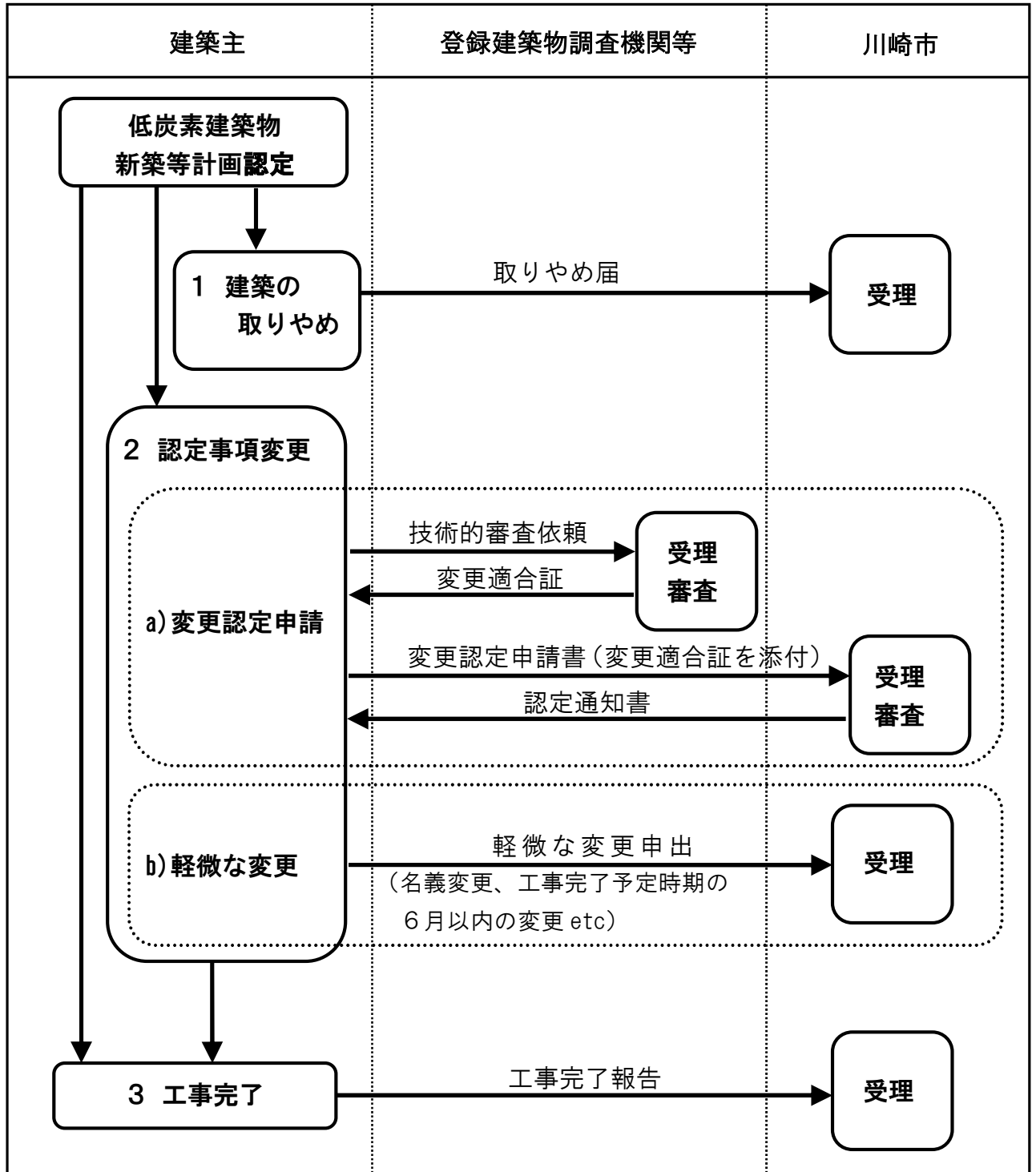


低炭素建築物新築等計画の認定後の手続きのご案内

認定後の手続きの流れは次のとおりです。



上記以外の手続きについては川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱をご覧ください。

1. 認定を受けた計画の建築を取りやめるとき

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条第1項の認定を受けた方（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは「取りやめ届（第6号様式）」（正本1部、副本1部）に認定の通知書（変更の認定を受けたものにあつては変更の認定通知書）を添付して提出してください。

2. 認定を受けた計画を変更しようとするとき

a) 変更認定申請をするとき

認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更（**軽微な変更 ※1**を除く）しようとするときは、変更の認定を受ける必要があります。

登録建築物調査機関による技術的審査がある場合は、変更適合証を添付の上「変更認定申請書」（正本1部、副本1部）及び変更に係る図書を添付して提出してください。その際、変更箇所を明示してください。

※1 軽微な変更とは

① 工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更（6月を超える変更は変更認定申請が必要となります。）

② 建築物のエネルギーの使用の効率性、その他の性能を向上させる変更。

その他の変更後も**認定基準に適合することが明らかな変更 ※2**

※2 登録建築物調査機関により技術的審査をしている場合は、変更前に発行した適合証が今回の変更内容によって効力を失うか（再度審査して変更適合証を発行する必要があるか）、登録建築物調査機関に問い合わせてください。

原則、変更適合証が発行される際は、変更認定申請扱いとしています。

③ 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人に、単独又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を報告してください。

その際、売買契約書、移転登記済証など名義が変更したことが分かる書類を添付してください。

名義変更後に変更届や完了届を提出する場合には、譲受人からの委任状が必要になります。

※分譲住宅については、完了報告書提出後に名義変更による軽微変更の届出ができます。

b) 認定を受けた計画の軽微な変更をしようとするとき

軽微な変更をするときは「軽微な変更届（第2号様式）」（正本1部、副本1部）及び変更に係る図書を添付して提出してください。その際、変更箇所を明示してください。

3. 工事完了報告書を提出してください

認定建築主は、認定を受けた計画に基づき建築をし、建築工事完了後は速やかに「完了した旨の報告書（第5号様式）」（正本1部、副本1部）に、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて提出してください。

- 1) 工事監理報告書の写し
- 2) 建設住宅性能評価書の写し
- 3) 検査済証等

4. 様式のダウンロードは下記よりお願いします

<取りやめ届（第6号様式）・軽微な変更届（第2号様式）・完了した旨の報告書（第5号様式）>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-12-0-0-0-0.html>

<変更認定申出書（省令第45条による別記様式第7）>

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html

連絡先 まちづくり局指導部建築管理課 電話番号 044-200-3026

ご不明な点やご相談につきましては、上記までお問い合わせください。